

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 3 月 8 日

各都道府県担当者 様

厚生労働省老健局総務課

介護保険サービスに係る医療費控除について

標記の取扱いについては、『「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について』（平成17年12月19日付振興課長通知）及び『「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」の一部改正について』（平成17年12月19日付事務連絡）でお示したところではありますが、介護保険施設の入院外泊時の居住費について問い合わせが多数寄せられていることから別添のQ&Aを作成いたしました。ご参照ください。

照会先

厚生労働省老健局総務課  
企画法令係

(電話番号)

03 (5253) 1111 (代表)

内線 3909

03 (3591) 0954 (直通)

別 添

問 介護保険 3 施設において、入所者が入院外泊等した際の居住費については、医療費控除の対象となるか。

答 外泊時加算の対象期間（6 日間）に限り医療費控除の対象とすることとする。